

総務本部運営規程

1999年 6月 1日 制定

2002年 6月15日 改定

(任務)

第1条 総務本部は、理事会に直属し本連盟の運営に係る総務・庶務・経理及び渉外に関し、次の各号に掲げる業務を処理する。

- (1) 長期総合企画及び登記等法務手続
- (2) 評議員会、理事会、その他運営に係る諸会議に関する事
- (3) 上部団体及び関連団体との関係に関する事
- (4) 登録及び加盟団体に関する事
- (5) 文書の取扱い並びに公印の管理に関する事
- (6) 規約、規程等の制定・改廃の手続きに関する事
- (7) 広報、出版等に関する事
- (8) 財務に関する事
- (9) 契約に関する事
- (10) 什器、備品並びに物品の管理に関する事
- (11) 事務局の運営に関する事
- (12) スノーボードに関する事
- (13) その他、教育本部並びに競技本部に属さない業務

(組織)

第2条 前条の任務を達成するために、次の各号に掲げる委員会を置く。

- (1) 総務委員会
 - 財政の長期総合計画策定
 - 法務手続
 - 規約規程管理
 - 盟団体との連携
 - 各種会議運営
 - 手続要領編集発行
 - 評議員会資料編集発行
 - 会議資料編纂
 - 協賛会員管理
 - 冠料管理
 - 協賛ゲレンデ管理
 - JOC加入促進

顧問・参与対応
功労会員対応
記念行事推進
慶弔管理
県民スキーツアー企画
庶務事項
役員選出委員会
規約規程委員会

(2) 登録・ID委員会

S A J ・ S A K 登録手続
有資格者名簿の整理
所属団体管理
移籍管理
資格管理
級別管理
ジュニアテスト管理

(3) 財務委員会

会計管理
税務、県教委対応
物品販売管理
資産管理
備品管理

(4) 広報委員会

広報活動
ホームページの運営
マスコミ対策

(5) 規約等審議委員会

理事会の諮問機関として規約規程の審議・答申を行う。

第3条 総務本部には、前条の各担当理事を置く。

- 1．各委員会の責任者として担当理事を置く
- 2．委員会の委員の選任は理事会で決定し会長が委嘱する。
- 3．前2項の各委員会には、委員の互選により委員長・副委員長各1名を置く。
- 4．委員の任期は、理事の任期に準ずるものとする。

（会 議）

第4条 総務本部の会議は、必要に応じて、総務本部長が招集し、議長となる。

- 2．各委員会については、担当理事が招集し、委員長が議長となる。

（内規等）

第5条 総務本部の任務を遂行するために必要な事項は、別に定めることができる。

（規程の改廃）

第6条 この規程の改廃は、理事会の議決による。